髙和果公報

目 次

告示

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による医療機関の指 定

(福祉指導課)

(")

(治山林道課)

(")

(用地対策課)

(")

(道路課)

())

1

- ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出
- ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による介護機関の指
- 正 ○保安林の指定予定の通知(17件)
- ○保安林の指定でより通知(17件) ○保安林の指定(4件)
- ○公共測量の実施の通知
- ○公共測量の終了の通知 ○道路の区域変更(4件)
- ○道路の仏域変更(4)
- ○道路の供用開始

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更認証の

申請

(県民生活・ 男女共同参

画課)

高知県教育委員会規則

◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

·-----告 示

高知県告示第349号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活 保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。 平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直 医療機関の名称 医療機関の 所在 地 指定年月日 太陽クリニック 四万十市右山天神町 5 - 3 平23・4・11 医療法人みどり 香南市野市町みどり野一丁目64 ッ 5 1 会鈴木内科 芸西クリニック 安芸郡芸西村和食甲1304-1 ッ ッ ッ がんみん薬局 宿毛市山奈町芳奈 3 - 18 ッ ッ ッ ッ かん前店 下元調剤薬局け 宿毛市平田町戸内2194番地15 ッ ッ ッ かんかん前店 エール薬局幡多 宿毛市平田町戸内2106-8 ッ ッ ッ に

高知県告示第350号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留 邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

あ い 薬 局 高岡郡梼原町川西路2307-2

法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた 生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止 について次のとおり届出があった。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 指定年月日鈴木内科 香南市野市町みどり野一丁目64 平23・4・30芸西クリニック 安芸郡芸西村和食甲1304-1 パパパカトン 薬局 高岡郡梼原町川西路2307-2 パパパ

高知県告示第351号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

指定年月日	事業者の名称及び主 たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地 並びにサービスの種類
平成23年 4 月 1 日	株式会社歩 高岡郡中土佐町上ノ 加江2654番地1	デイサービスセンターゆ う 高岡郡中土佐町上ノ加江 2654番地 1 通所介護 介護予防通所介護

平成23年 5 月 1 日	社会福祉法人香南会香南市赤岡町1160番地1	デイサービスセンター丹 心苑 香南市吉川町古川字松ヶ 瀬990番地50 通所介護 介護予防通所介護
平成23年 5 月 2 日	かみ介護サービス株 式会社 香美市土佐山田町旭 町四丁目2番6号	居宅介護支援事業所あさ ひ 香美市土佐山田町旭町四 丁目2番6号 居宅介護支援事業
平成23年 5 月 6 日	合同会社ケアデザイ ンオフィス 南国市堀ノ内458	でいホームつぼみPLU S 香南市野市町東佐古918 番地1 通所介護 介護予防通所介護
平成23年 5 月10日	社会福祉法人清和会 土佐清水市加久見 1464-279	小規模ケアハウスあんき な家 土佐清水市加久見1473- 215 地域密着型特定施設入居 者生活介護

高知県告示第352号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 四万十市蕨岡字ボヲガ谷甲7651の1、甲7652のイ
- 2 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ボヲガ谷甲7652のイ(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第353号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 四万十市西土佐茅生字向山321の1、321の2
- 2 指定の目的 水源のかん巻
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第354号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 香美市物部町別府字梅ノサコ410、411
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字梅ノサコ410(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

V)

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第355号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 長岡郡大豊町岩原字宮ノ下1258の5
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字宮ノ下1258の5 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第356号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

長岡郡大豊町穴内字上栢ノ橋1750から1753まで、3611の1、3611の2、3612の1、字下栢ノ橋1756、1757

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上栢ノ橋1750・1753・3611の2・3612の1 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、1751、1752、3611の1、字下栢ノ橋1756・1757 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第357号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

 $^{\circ}$

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 土佐郡土佐町田井字樽1028の1、字陰ノ地1036
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字樽1028-1 (次の図に示す部分に限る。)、字陰ノ地1036 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第358号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町森字竹原5053、字草瀧5058、5079
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字竹原5053 (次の図に示す部分に限る。)、字草瀧5058
 - ・5079(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第359号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町竹ノ谷字アヤノキウ子1287、字上ヲヲヒラ 3359、3360
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字アヤノキウ子1287 (次の図に示す部分に限る。)、字 上ヲヲヒラ3359・3360 (以上2筆について次の図に示す部 分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第360号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町別枝字石ノ内2551の1、2551の8、2551の 13、2551の14、2551の16
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字石ノ内2551の8・2551の16(以上2筆について次の図 に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第361号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町橘字ハシコタニ13、14、202の1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ハシコタニ14・202の1 (以上2筆について次の図に 示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第362号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町別枝字芭蕉ケサコ745の1、2537の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字芭蕉ケサコ2537の1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第363号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の m

規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡仁淀川町下名野川字コヲナロ1101の1、1102の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字コヲナロ1101の1・1102の1 (以上2筆について次の 図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第364号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡仁淀川町大平字ヲソフキ425の12、425の31、425の38、425の39、425の43、425の63、425の64

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ヲソフキ425の31・425の38・425の39 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、425の63、425の64
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第365号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡越知町越知字甚兵作丁3613
- 2 指定の目的
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

十砂の流出の防備

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字甚兵作丁3613 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第366号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡越知町桐見川字シロヲガチ4486の1、4486の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字シロヲガチ4486の1・4486の2 (以上2筆について次 の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第367号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所 高岡郡越知町中大平字カウソ2007のイ、2007の2、2010の
- 1、2010の2
- 2 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字カウソ2010の1・2010の2 (以上2筆について次の図 に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第368号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨 の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の 規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡四万十町打井川字上谷1645の17から1645の19まで、1645の22、字三升蒔1646の5、1646の9、1646の10、1646の15、字日ノ谷1648の10、字柳ノ奈路1698の1、字宮ノ奈路1700の3、1703の7、字大平1706の8、1706の14

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第369号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により 告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 指定に係る保安林の所在場所 須崎市浦ノ内灰方字中谷1227の1、1228の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字中谷1228の1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び領崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第370号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第

249号) 第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所 須崎市浦ノ内立目摺木字山横浪803の1、803の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字山横浪803の2 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第371号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により 告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所 高岡郡津野町三間川字名水谷274の1、867の1
- 2 指定の目的 十砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字名水谷274の1・867の1 (以上2筆について次の図に 示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第372号

次の森林を保安林に指定したので、森林法(昭和26年法律第 249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により 告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所 幡多郡黒潮町不破原字サルゴシ山435の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字サルゴシ山435の1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の 所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐 期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第373号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

1 作業種類

公共測量(空中写真測量、写真地図作成及び修正数値図化)

2 作業期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

3 作業地域

旧春野町域を除く高知市域

高知県告示第374号

南国市長から平成23年1月高知県告示第26号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量を平成23年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条にお

いて準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県告示第375号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名安芸物部
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井。 乙1638番	'口字紫防 . から	前	10. 9	139
安芸市井/ 乙1873番 1		後	16. 8	139

高知県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名横浪公園
- 3 道路の区域

×	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	市浦ノ内須ノ浦 ノ内340番36か	前	8. 1	128
	市浦ノ内須ノ浦 ノ内340番55ま	後	8.1	128

-	で	81. 5	

高知県告示第377号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市大埇字久保E 乙495番4から		前	3. 0	35
南国市大场 乙495番 1		後	3. 7	35

高知県告示第378号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年6月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久礼田笠ノ川
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市国分字新	字新町	前	3. 3	17
1163番 3		後	5. 6	17

高知県告示第379号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年6月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名横浪公園
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
須崎下 内340 須崎下 内340	番30 お浦	6から ノ内	、 う 須ノ			128	平成23年6月3日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の 規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があっ たので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に より次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年5月20日から2月間高知県文化生 活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年5月20日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

申請の	定款変更に係る特定非営利活動法人									
毎月日		名称	代表者氏名	音の	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された 目的				
平成23 年 5 月 20日	変更前	特営動要記知 ま活人筆高や	溝渕 枝子	=	高知市 若草町 3-1 -208	やまももは、聴覚に障害を持つ者、 主として難聴者及び中途失聴者のためのコミュニケーション支援(以				

榖

	まもも			下、「情報保障」という)の参加のに社会を図るために、手書き及びパソコンの無難を関系を発揮している。 手書を関系ではいる事業を行い、増進に寄存することを目的とする。	役名 (退任) 理事	名健夫	住土佐市蓮池865	所	
変更後	"	"	II	党で失き支報の参たび筆障、のこ。促、コよ事障に目 を障難聴ュ援保拡加めパ記す聴増とび進手ンり業害寄的 と中のョ「う社図き要報行福すす加めパ記す聴増と を産業を者与と を変数保い社るる。のにソにる覚進を にを書の情を者与と をで変したび筆に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。に、 のこ。。 のこ。に、 のこ。。 のこ。に、 のこ。。 のこ。。 のこ。。 のこ。。 のこ。。 のこ。。 のこ。。 のこ。					

平成23年6月3日

高知県知事 尾﨑 正直

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年6月3日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第16号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則 (平成16年高知県教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

四万十町	米奥小学校 若井川小学校 家地川小学校 興津小学校 大奈路小学校 北ノ川小学校 十川小学校 広井小学校 昭和小学校 明津中学校 北ノ川中学校	平成22年4月1日 平成18年3月20日 " 平成22年4月1日 平成18年3月20日 " " " 平成22年4月1日 " 平成22年4月1日
	昭和小学校 興津中学校	n

別表第2の幡多郡の黒潮町の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

 ∞